

あなたの企業を伸ばし、ご家族を守る商工会の共済

商工貯蓄共済

ひとつの掛金で **3** つの備え

貯蓄

融資

保障

取扱商工会(商工会名・住所・電話番号・担当者名)



山口県商工会連合会

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16
山口県商工会館内 TEL.083-925-8888

商工貯蓄共済の保険の引受会社
ジブラルタ生命保険株式会社

お申し込みは
商工会
市町商工会
山口県商工会連合会

秋吉台(美祢市)

商工貯蓄共済融資幹旋制度について

事業資金

融資対象

本制度に加入後6ヵ月以上経過し、所定の掛金を遅滞なく払込んでいる事業主の方。
事業を法人で行っている場合は、法人で借入れしてもらうことになります。
※山口県信用保証協会の保証が得られる方

融資限度

共済加入後：6ヵ月以上1口に対し10万円
1年以上：1口に対し20万円
2年以上：貯蓄積立金残高の5倍額、又は1口に対し20万円。
但し、融資残高が1,000万円を超える場合、積立金の3倍。
最 高：1,500万円（設備資金は見積書が必要です。）

融資利率

山口銀行と協議して、できるだけ低い利率としています。
現在の事業資金融資利率は、最寄りの商工会にお問い合わせ下さい。

消費資金

融資対象

本制度に加入後6ヵ月以上経過し、所定の掛金を遅滞なく払込んでいる商工会会員及びその関係者。（従業員等を含みます）
年令は満20才以上・完済時の年令が73才までの方で、前年の年収が150万円以上ある方。
※山口銀行が業務提携する保証会社の保証が得られる方

融資限度

共 済 加 入 後：6ヵ月以上1口に対し30万円、又は貯蓄積立金残高の5倍額。
消 費 資 金：300万円
住宅関連資金：500万円(200万円以上は見積書が必要です。
（新築資金・土地購入資金は除く）

融資利率

事業資金の金利プラス2%

融資期間

200万円以内
200万円超300万円以内
300万円超500万円
5年
7年
10年

返済方法

原則として元利均等返済ですが、ボーナス時の増額返済も可能です。

保証人

借入申込者が従業員の場合は、事業主又は事業主の家族1名以上が必要です。
従業員以外の場合は、生計を別にする方1名以上が必要です。
上記によらない場合は、商工会に相談して下さい。

融資取扱金融機関

山口銀行

その他

本制度の借入を申込む場合には、下記の各証明書類を商工会に提出して下さい。
1、健康保険証(写)、運転免許証(写)、住民票のいずれか。
2、源泉徴収票または所得証明書、但し、法人の役員は納税証明書または確定申告書(写)
3、建物の謄本(住宅関連資金の場合に限ります)
4、印鑑証明書(融資を受ける際に、山口銀行に提出して下さい)
現在の消費資金融資利率は、最寄りの商工会にお問い合わせ下さい。

融資期間

運転資金
設備資金
500万円未満
500万円以上
5年以内
7年以内
10年以内
運転資金にあつては特に連合会長が必要と認めた場合7年以内

返済方法

原則として分割返済ですが、特別の場合は一括返済もできます。

保証人

個人：原則として不要です。
法人：原則として法人代表者のみ必要です。

保証料等

山口県信用保証協会の所定の保証料が必要となります。

融資取扱金融機関

山口銀行

加入者カードローン

(マイカード商工貯蓄共済)

契約対象

本制度に2口以上加入し、所定の掛金を遅滞なく払込んでいる商工会会員及びその関係者。（従業員を含みます）
年令は満20才以上70才までの方で、原則として前年の年収が150万円以上ある方。
※山口銀行が業務提携する保証会社の保証が得られる方

融資限度

2口以上4口以下の加入者
5口以上の加入者
50万円
100万円

融資利率

長期プライムレートプラス2%

返済方法

随時返済

保証人

不要

カード

商工貯蓄共済専用カードを発行します。

融資取扱金融機関

山口銀行

その他

本制度の契約を申込む場合には、下記の各証明書類を商工会に提出して下さい。
1、健康保険証(写)、運転免許証(写)、住民票のいずれか。
2、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書(写)のいずれか。
3、印鑑証明書(申込書に添付し、山口銀行に提出して下さい)
現在の加入者カードローン融資利率は、最寄りの商工会にお問い合わせ下さい。

※お取引照合票の発行…

残高に加え、直近6ヵ月分のご利用やご返済等すべてのお取引履歴を記載した「マイカードお取引照合票」を年2回契約者宛に送付します。

商工貯蓄共済保険制度について

制度はA型《モデル1》基本型と、B型《モデル5》があります。ご加入時にお選び下さい。

加入資格

商工会の会員並びにその家族及び従業員。
但し保険の被保険者は6才から65才までの健康な方。

掛 金

被保険者の年令に関係なく1口当り毎月2,000円です。

加入限度

被保険者一人につき、1口から20口です。（※年令により加入口数に限度があります）
6才～46才：15口、47才～65才：20口

契約期間

10年間、ただし中途解約もできます。その場合には貯蓄積立金に利息を付けてお返ししますので、普通生命保険のように全額掛捨てになってしまうことはありません。

加入手続

手続きは商工会で行います。但し加入申込の告知事項が事実と相違すると保険加入の拒否や保険金が支払われない場合がありますからご注意下さい。被保険者の改姓及び受取人の変更等がありましたら、お早めに最寄りの商工会で手続きをお願いします。

保険契約の発効

積立金が保険料相当額になるまで商工会連合会が保険料の立替をしますので加入と同時に契約が発効しますが、契約日は翌月1日となります。ただし診査等の扱いとなる場合は、それぞれ手続きが終わった時に契約が発効することになります。

リビング・ニーズ特約

被保険者が、病気やケガで、余命6ヵ月以内と判断されたとき、リビング・ニーズ特約保険金を被保険者にお支払します。特約保険料は必要ありません。特約保険金を被保険者が受け取られる場合、非課税扱いとなります。必要に応じた金額を請求できます。但し請求は1契約につき1回限りです。（請求額は、請求時の死亡保険金の範囲内でかつ100万円以上2,000万円以下です）

商工貯蓄共済の貯蓄（積立金）部分について

商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。

商工貯蓄共済積立金取扱金融機関

株式会社山口銀行
株式会社西京銀行

保険診査の基準

A 型 《モデル1》 基本型

保険金	年 齢	加 入 口 数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1口 100万円	6～39才																				
	40～45才																				
	46才																				
1口50万円	47～54才																				
1口25万円	55～65才																				

無 診 査 代用診査 診 査 加入できない範囲

B 型 《モデル5》

保険金	年 齢	加 入 口 数																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1口100万円	6～38才																				
1口50万円	39～46才																				
	47～48才																				
1口25万円	49～58才																				
1口10万円	59～65才																				

無 診 査 加入できない範囲

注) 告知書扱でも既往症等ある方は診査を要することがあります。
注) 診査基準の適用にあたっては1年以内の全契約を通算します。
ただし、新契約、同時契約・5年以内の告知扱既契約を通算して上記死亡保険料範囲内のとき、告知扱を適用します。
（商工貯蓄共済制度の生命保険部分以外の保険種類についても通算対象となりますのでご注意下さい。）

注) 加入申込の告知事項が事実と相違すると保険加入の拒否や保険金が支払われない場合があります。

注) 共済の種類（A・B）をまたがって加入した場合の加入上限は、各共済の保険金額を合算したもので、その場合の診査基準は、基本型の診査基準が適用されます。

税務上の取扱い

経費（手数料）部分、保険料部分は、
つぎの扱いにより税務処理をします。

法人企業が掛金を支払う場合		
被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金(保険料)
役員・従業員	法人	損金(福利厚生費)
役員のみ	親族	役員報酬
役員・従業員	親族	損金(福利厚生費)

個人事業主が掛金を支払う場合		
被保険者	受取人	取り扱い
事業主	親族	家事費
専従者のみ	親族	家事費
専従者・従業員	事業主	必要経費
従業員	事業主	必要経費
従業員	親族	必要経費

* 個人事業主が加入者の場合の家事費となる保険料または、個人が加入者の場合の保険料は生命保険料控除の対象となります。